

永平寺町犯罪被害者等見舞金支給規則を次のように公布する。

令和7年3月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

## 永平寺町規則第2号

### 永平寺町犯罪被害者等見舞金支給規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、永平寺町犯罪被害者等支援条例(令和7年永平寺町条例第2号)第7条の規定に基づき、犯罪被害者等に対して行う見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。なお、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条及び第3条に規定する危険運転致死傷罪を含むものとする。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による生命又は身体に対する被害をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けたものをいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (5) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する(精神疾患である場合は、療養期間が1か月以上で、かつ、3日以上を要する)と医師が診断したものをいう。
- (6) 性犯罪 刑法第177条に規定する不同意性交等、同法第179条第2項に規定する監護者性交等(同法第180条に規定する未遂及び同法第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含む。)をいう。
- (7) 町民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき永平寺町の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず永平寺町の住民基本台帳に記録されずに永平寺町内に居住している者をいう。

#### (遺族又は家族の範囲及び順位)

第3条 この規則において、支援の対象となる遺族又は家族は、犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者(永平寺町パートナーシップ宣誓制度実施要綱(令和5年永平寺町告示第149号)の規定による宣誓を行った者)及びこれに準じるものとして町長が認めるものをいう。以下同じ。)を含む。

(2) 犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹  
(見舞金の支給)

第4条 町長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する犯罪被害者又はその遺族に対して、見舞金を支給するものとする。

(1) 犯罪被害を警察への被害届等により客観的に確認できること。

(2) 犯罪行為が行われた時において町民であったこと。

(3) 犯罪被害者の遺族にあっては、第3項の規定による第1順位の遺族(以下「第1順位遺族」という。)であること。

2 見舞金の種類、支給対象者及び額は、別表に掲げるとおりとする。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前条各号の順序とし、同条第2号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を代表者として定めなければならない。

5 重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給を受けた者が、当該見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合は、当該死亡した者の第1順位遺族に対し、遺族見舞金を支給する。ただし、当該支給を受けた重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の額を控除するものとする。

6 性犯罪により重傷病を負った犯罪被害者に対して支給する見舞金については、重傷病見舞金とする。

(見舞金の申請)

第5条 見舞金の支給を受けようとする者は、永平寺町犯罪被害者等見舞金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により、第7条に規定する期限までに、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、別表に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、これらの事実により証明すべき事実を町が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、支給対象者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請書の提出が困難と町長が認める場合は、その家族が、支給対象者の代理として申請し、支給を受けることができる。

(支援の制限)

第6条 町長は、次の各号に掲げる場合には、第4条に規定する見舞金の支給を行わないことができる。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は見舞金の支給対象者と加害者との間に、次のいずれかに該当する親族関係があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳

未滿の者で見舞金を受給する立場にある場合又は犯罪被害者が18歳未滿であつた第1順位遺族(2人以上いる場合はいずれかの者)を監護していた場合は、この限りでない。

ア 夫婦(事実上の婚姻関係及びパートナーシップの関係を含む。)

イ 直径血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。)

ウ 3親等内の親族

(2) 犯罪被害者又は見舞金の支給対象者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪行為につき、犯罪被害者又は見舞金の支給対象者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 犯罪被害者又は見舞金の支給対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に規定する暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であつたとき。

(4) その他犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがある場合など、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(申請の期限)

第7条 第5条の規定による申請は、犯罪行為が行われた日から起算して2年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により当該期間を経過する前に当該申請することができなかつたと町長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第8条 第5条の規定による申請があつたときは、町長は、関係機関等に照会して必要な事項の報告を受けたのち、見舞金を支給し、又は支給しない旨の決定をしなければならない。

2 町長は、前項の決定を行つたときは、速やかに永平寺町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第2号)又は永平寺町犯罪被害者等見舞金申請却下通知書(様式第3号)により、その内容を支給対象者に通知するものとする。

(支給のための措置)

第9条 町長は、前条第1項の決定を行うために必要があると認めるときは、支給対象者その他の関係人に対して、報告をさせ、若しくは文書その他の物件を提出させ、又は永平寺町犯罪被害者等見舞金支給に係る照会書(様式第4号)により警察等の関係機関に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(支給の請求)

第10条 第8条第2項に規定する支給の決定を受けた者は、永平寺町犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第5号)により、当該見舞金の支給請求をするものとする。

(支給の決定の取消し)

第11条 町長は、第8条第1項に規定する支給の決定を受けた者がその資格がないと判明したとき又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(見舞金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に見舞金が支給されているときは、受給者に対し、期限を定めてその返還をさせるものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

#### 見舞金

| 区分       | 支給対象者                                        | 見舞金の額    | 申請書添付書類                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|----------------------------------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 遺族見舞金    | 第1順位遺族であって、犯罪行為が行われた時において町民である者              | 300,000円 | (1)支給対象者となる第1順位遺族が、当該犯罪行為が行われた時に町民であったことを証明することができる書類<br>(2)犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類<br>(3)犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書<br>(4)支給対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又は犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類<br>(5)その他町長が必要と認める書類 |
| 重傷病見舞金   | 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、犯罪行為が行われた時において町民である者 | 100,000円 | (1)犯罪被害者が、当該犯罪行為が行われた時に町民であったことを証明することができる書類<br>(2)重傷病を負った犯罪被害者にあつては、負傷又は疾病の状態、療養に係る日数及び入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書                                                                                                                                                           |
| 性犯罪被害見舞金 | 犯罪行為により、性犯罪を受けた犯罪被害者であって、犯                   | 100,000円 | (3)その他町長が必要と求める書類                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|  |                             |  |  |
|--|-----------------------------|--|--|
|  | 罪行為が行われた<br>時において町民で<br>ある者 |  |  |
|--|-----------------------------|--|--|

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第10条関係）